

在宅医療での薬業連携の重要性 ～診療所薬剤師として経験を通じて～
アーク調剤薬局 今城 宏文

現在日本は高齢化率27.3%の超高齢者社会を迎えた。2042年まで高齢者率の増加が予測されており、死亡者数も増加すると推計されている。高齢者の増加に伴い、在宅医療の需要も今後増加していくと考えられ、2025年には在宅医療が必要な患者は29万人と推定されている。

在宅医療では患者のほとんどが薬物治療を必要としている。

薬剤が存在する環境では薬剤師の職能が必須であり、在宅医療での多職種連携には薬剤師の存在が必要不可欠となる。

薬剤師をめぐる環境も変化してきており、従来の業務から対人業務の必要性が叫ばれている。在宅医療でも対人業務は重要で、訪問服薬指導による服薬アドヒアランスの向上や残薬削減、ポリファーマシー対策などへの有用性が報告されている。

しかしながら、保険薬局薬剤師が薬物治療への介入を行う上で、必要な情報は不足しており、薬物治療への介入は困難を極める。その対策として、処方箋への検査値記載や多職種連携ICTシステムでの情報共有などの有用性が報告されているが、まだまだ、情報量は十分とは言えない。在宅医療で安全で安心な薬物治療を継続する上では、薬物治療の経過、治療方針などの情報共有が必要であり、病院や診療所などの医療機関と保険調剤薬局との連携は重要な課題である。在宅医療での薬業連携は退院前カンファレンスへの保険薬局薬剤師の参加などが評価されているが、実際に行っている薬局はまだ多くない。在宅医療は病院での治療経過を把握し、患者の生活状況に応じた薬物治療の選択が重要である。病院薬剤師と保険薬局薬剤師が連携することで、治療経過の把握や検査値、治療方針などの情報を共有し、処方内容を吟味することで処方の適正化を行え、薬物治療に貢献できる。

薬業連携を強化するひとつの方法として、薬剤師の配置を行っている在宅療養支援診療所もある。診療所薬剤師は保険薬局と病院薬剤師、診療所医師を繋ぐ連携のコーディネーターとして働き、薬剤師の職能を発揮するための取り組みを行っている。筆者の経験では、PBPMの導入や処方設計支援、診察同行、退院前カンファレンスへの参加などを行い、薬局薬剤師、病院薬剤師との連携強化に取り組んだ。今回は筆者の経験を通じて、必要と考えた連携と実際に取り組んだ薬業連携を報告し、それが、各地域での連携の強化のヒントになればと期待する。